

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数 （※契約の相手方が農林水産省が所管する特別社団法人又は特別財団法人の場合の記載事項）	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格 （※提案者が1の場合の記載事項）	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分					
国有林野の産物販売委託契約業務 (ヒノキ外2,880㎡)	分任支出負担行為担当官 広島森林管理署長 梅木 洋一	広島県広島市中区吉島東3-2-51	令和元年10月8日	株式会社 福山中 央木材市場 法人番号 3240001032759	広島県福山市神 辺町大字川南 1316-2	会計法第29条 の3第4項(企 画競争)	-	3,904,000	-	-	-	-	32	0	-	単価契約	
貴船山国有林被害木処理作業 (一式)	分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 京 都大阪森林管理事務所長 勝占 保	京都府京都市 上京区西洞院 通以下長者町 下ル丁子風呂 町102	令和元年10月16日	酒井営林事業 有 限会社 法人番号 2130002022977	京都府京都市右 京京北区灰屋町 塩ノ谷16-1	会計法第29条 の3第4項(緊 急随意契約)	直下の保全対象に被害を与える恐れが高まっており、地域の安全を確保するため早急な対策を行う必要があったため、緊急随意契約により実施した。	-	3,663,000	-	-	-	-	-	-	-	
貴船山国有林被害木運搬作業 (一式)	分任支出負担行為担当官 京都府京都市 上京区西洞院 通以下長者町 下ル丁子風呂 町102	京都府京都市 上京区西洞院 通以下長者町 下ル丁子風呂 町102	令和元年10月17日	アガヒヘリコプ ター 株式会社 法人番号 9010601035625	東京都江東区新 木場4-7-15	会計法第29条 の3第4項(緊 急随意契約)	直下の保全対象に被害を与える恐れが高まっており、地域の安全を確保するため早急な対策を行う必要があったため、緊急随意契約により実施した。	-	33,000,000	-	-	-	-	-	-	-	
大谷国有林外危険木等伐倒処理事業 (一式)	分任支出負担行為担当官 滋賀森林管理署長 山崎 準	滋賀県大津市 瀬田3-40-18	令和元年10月25日	相葉林業	滋賀県米原市杉 沢560-8	会計法第29条 の3第4項(緊 急随意契約)	大谷国有林等において、国有林からの倒木が隣接する民家施設等に支障を及ぼす恐れがあり、早急な倒木の撤去が必要であることから、緊急随意契約により実施した。	-	1,870,000	-	-	-	-	-	-	-	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は、「特別社団法人」をいう。